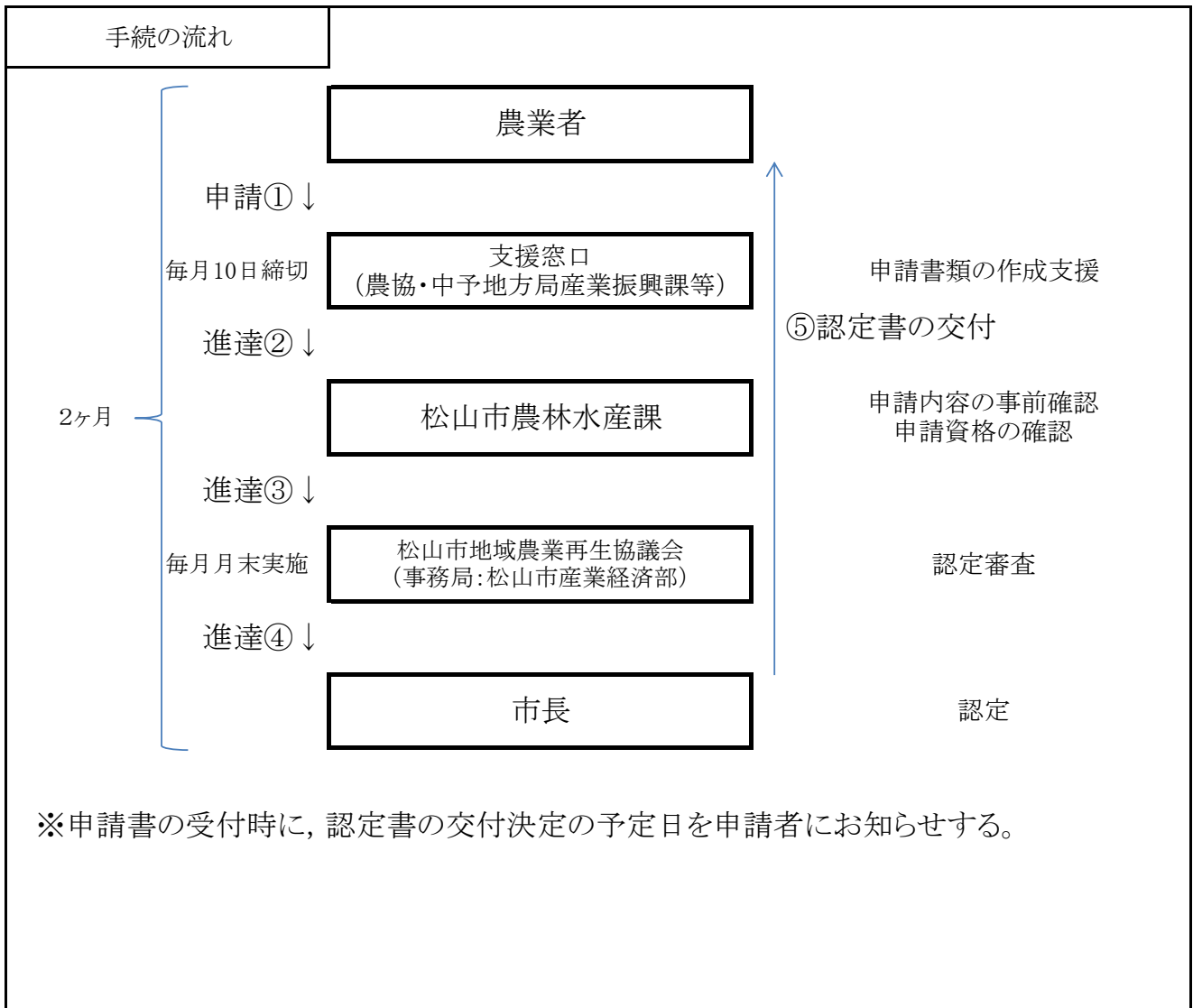


審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 13

処 分 名	農業経営改善計画の認定	
処 分 の 概 要	申請に基づいて認定を行った場合には認定書を交付する。	
根 拠 法 令 名	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)	
条 項	第12条第1項	
所 管 課	農林水産課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	2ヶ月	
標準処理期間	計	2ヶ月
判断基準	<p>農業経営基盤強化促進法第12条第4項各号に該当すること。</p> <p>【根拠法令等】農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年五月二十八日法律第六十五号)</p> <p>(農業経営改善計画の認定等)</p> <p>第十二条 同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 前項の農業経営改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 農業経営の現状</p> <p>二 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に関する目標</p> <p>三 前号の目標を達成するためとるべき措置</p> <p>四 その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 第一項の農業経営改善計画には、当該農業経営を営み、若しくは営もうとする者から当該農業経営に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又は当該農業経営の円滑化に寄与する者が当該農業経営の改善のために行う措置に関する計画を含めることができる。</p> <p>4 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>二 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>5 同意市町村は、農業経営改善計画の認定について、その趣旨の普及を図るとともに、農用地を保有し、又は利用する者その他の地域の関係者の理解と協力を得るように努めるものとする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。